

ビジネスマッチング強化学業業務委託仕様書

1 目的

本業務は、民間事業者が有するプラットフォーム、ネットワーク及び専門的ノウハウを活用したオープンイノベーション型プログラムを実施し、県内企業とスタートアップ等との共創を促進することにより、県内企業の高付加価値化を図るとともに、革新的なスタートアップの県内での事業定着及び事業拡大の促進を目的とする。

あわせて、ビジネスマッチングにより創出された案件のうち、事業化・実装に向けた有望な取組については、補助金制度を効果的に組み合わせた伴走支援を行うことで、県内産業の競争力強化及び持続的なイノベーション創出を図る。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※委託期間内に、本仕様書に定める全ての業務を完了し、第6に定める成果品の納品まで行うこと。

3 委託業務の内容

受託者は、山梨県（以下「委託者」という。）と十分に連携・協議の上、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 県内企業向け事業説明会の実施（共通）

- ・オープンイノベーションに意欲を有する県内企業および、スタートアップ等との連携による新事業創出等を目指す県内企業を対象に、本事業の趣旨、内容、参加メリット等を周知するための事業説明会を実施すること。

説明会においては、新事業創出や共創に必要な知識・情報の提供を行い、オープンイノベーションへの理解促進及び機運醸成を図ること。

(2) 県内企業の募集及び選定（オープンイノベーション枠）

- ・各種メディア、ウェブサイト、SNS等を活用し、本事業への参加を希望する県内企業の募集を行うこと。
- ・応募企業に対しては、直面する経営課題や新規事業創出に向けたニーズを整理・明確化するためのヒアリング及びコンサルティングを実施すること。
- ・上記内容を踏まえ、スタートアップ向けの募集ページ又は資料を作成すること。
- ・選定に当たっては、経営者又は新規事業開発担当部署の責任者の同意を得ており、企業全体としてオープンイノベーションに取り組む体制を有していることに留意すること。
- ・県内企業数は4社以上とすること。
- ・事業終了後においても、一定期間、県が実施する進捗調査等に誠実に対応することについて、事前に同意を得ること。

(3) 共創を行うスタートアップ等の募集及び選定（オープンイノベーション枠）

- ・スタートアップの募集においては、全国規模で募集可能なプラットフォーム等を活用し、県内企業の課題やテーマに対応可能なスタートアップ等の募集を行うこと。
募集に当たっては、単なる営業活動ではなく、共創による事業創出を目的とした取組であることを十分に周知すること。
 - ・選定に当たっては、スタートアップの県内での事業定着及び事業拡大の可能性を考慮し、県内企業1社につき1社以上を選定すること。
- (4) 県内企業とスタートアップ等のマッチング支援（オープンイノベーション枠）
- ・県内企業とスタートアップ等がディスカッションを行い、共創ビジネスモデルの骨子を構築できるよう、マッチングの場を設計・運営すること。
 - ・各プロジェクトについては、1名以上の専任の専門家を配置し、円滑な合意形成及び事業検討が進むよう伴走支援を行うこと。
- (5) 共創ビジネスモデルのブラッシュアップ及び伴走支援（オープンイノベーション枠）
- ・各プロジェクトに対し、ビジネスモデルの具体化、実行計画の策定等に関する継続的なメンタリングを実施すること。
 - ・必要に応じて、外部有識者や専門家を活用し、技術面、事業面、法務・知財面等の助言を行うこと。
 - ・スケジュール及び内容が許す範囲で、社会実装を見据えた PoC、試験導入、実証実験等の実施を支援すること。
 - ・上記支援には、必要と認められる場合、スタートアップ等の県内訪問に係る交通費・宿泊費、試作品制作費、実証実験経費等への金銭的支援を含めることができる。
- (6) 補助金事業との連動及び運営支援（ビジネスマッチング枠・共通）
- ・ビジネスマッチング強化学業費補助金交付要綱に基づき、(1)～(5)により採択する対象プロジェクト（オープンイノベーション枠）に加えて、補助対象となる案件（ビジネスマッチング枠）の掘り起こし及び整理を行うこと。
 - ・補助金に係る審査会の運営補助、補助事業者への申請・実績報告等の手続支援を行うこと。
 - ・補助事業者とそのマッチング企業が進める各プロジェクトに対し、案件に応じてビジネスモデルの具体化、実行計画の策定等に関するメンタリングを実施すること。
 - ・必要に応じて、外部有識者や専門家を活用し、技術面、事業面、法務・知財面等の助言を行うこと。
 - ・スケジュール及び予算の範囲内で、社会実装を見据えた PoC、試験導入、実証実験等の実施を支援すること。
 - ・上記支援には、必要と認められる場合、スタートアップ等の県内訪問に係る交通費・宿泊費、試作品制作費、実証実験経費等への金銭的支援を含めることができる。
 - ・補助金制度が適正かつ円滑に運用されるよう、委託者を補佐すること。

(7) 成果発表会の開催及び情報発信（共通）

- ・事業終了時に、プロジェクト参加者が一堂に会する成果発表会を企画・運営すること。
- ・成果発表会や事業成果について、メディア、ウェブサイト、SNS 等を活用し、県内外に広く情報発信を行うこと。
- ・可能な限り、山梨県スタートアップ支援センター等の県有施設を活用すること。

(8) 事業全体の管理運営（共通）

- ・本事業を確実かつ効果的に実施するための実施体制を構築し、各プロジェクトの進捗管理及び課題管理を行うこと。
- ・県内外の起業・創業支援機関、金融機関、大学等の関係機関と連携し、相乗効果が生まれるよう努めること。

4 役割分担

(1) 受託者

- ・本仕様書第4に定める全ての業務の実施
- ・委託者との連絡調整及び進捗報告

(2) 委託者（山梨県）

- ・補助金に係る審査会の設置及び最終的な意思決定
- ・関係機関との制度的調整

(3) 参加事業者

- ・共創プロジェクトの主体的な実施
- ・成果及び実績の報告
- ・補助金交付要綱を遵守した本事業の適切な執行

5 成果品及び納品方法

受託者は、業務完了時まで、次の成果品を提出するものとする。

- ・事業実施報告書（様式第5号）
（実施内容、成果、課題、今後の展開等を含む）
マッチング及び補助事業の実績一覧
成果発表会等の実施記録（写真、資料等）
その他委託者が指示する資料

※成果品は、電子データ（Word、Excel 等）及び紙媒体（A4 縦）で提出すること。

6 その他留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (2) 受託者は、業務の進捗状況について、随時委託者に報告するとともに、定期的な打合せを実施すること。

- (3) 本業務により作成された成果物の著作権は、原則として委託者に帰属するものとする。
- (4) 個人情報及び企業情報については、関係法令を遵守し、適切な情報セキュリティ対策を講じること。
- (5) 本業務は公的資金を活用するものであることから、透明性及び公平性を確保し、適正な会計処理を行うこと。